

家庭系パソコンの出し方

ご家庭で不要になったパソコンはパソコンメーカーが回収し、再資源化します。
下記の方法で収集の依頼をしてください。

※パソコンは分解しないでください。リサイクルの妨げとなります。

連携事業者に申し込む場合（無料）

国の連携事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」が宅配便を活用したパソコンの回収を行っています。 申込・詳細はリネットジャパンリサイクル(株)までお問い合わせください（一部のパソコンや、データの消去を依頼する場合は有料です）。

 <https://www.renet.jp> ☎0570-085-800

各パソコンメーカー等に申し込む場合

メーカー回収の申込み（有料）

PCリサイクルマークの付いていない製品（平成15年9月末までに購入したパソコン）

- （1）パソコンの製造・販売メーカーに回収の申し込みをします。
- （2）各メーカー所定の方法（郵便振替、銀行振込、クレジットカードなど）で、**回収資源化料金**を支払います。
- （3）エコゆうパック伝票が、メーカーから送付されます。

PCリサイクルマークのついている製品（平成15年10月以降に購入したパソコン）



PCリサイクルマーク

- （1）パソコンの製造・販売メーカーに回収の申し込みをします。回収の申し込みは、廃棄するパソコンメーカーのホームページからお願いします。なお、メーカーの回収申込み窓口へは、パソコン3R推進協会ホームページ(<https://www.pc3r.jp>)からアクセスできます。



- （2）エコゆうパック伝票がメーカーから送付されます。
※購入時に支払いが済んでいるため、排出時に料金を支払う必要はありません。

メーカーが見当たらない場合

一般社団法人パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685にお問い合わせください。

家電リサイクル法対象品の出し方（有料）

以下の5品は家電リサイクル法対象品のため、市では収集しません。



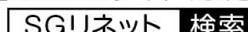
平成13年4月より家電リサイクル法が施行され、上記の5品の処分は購入したお店か、買い替えるお店に引き渡すことになりました。その際にかかる **リサイクル料金** と **収集運搬料金** は排出者の負担となります。実際の処分費用については、引き渡すお店にご確認ください。

小売店が廃業し存在しない場合や引っ越しで遠方になった場合

リサイクル料金 と **収集運搬料金** は、品物を引き渡す際に収集運搬業者に直接お支払いください。

●連携事業者（リネットジャパンリサイクル(株) / SGムービング(株)）

大型家電の自宅回収を行っています。家の中からの搬出にも対応しています。詳しくは下記のWEBサイト、または専用電話から手続きをお願いします。

WEBサイト  SGムービング(株) ☎0570-056-006
<https://www.renet.jp/sg-renet/> ※ナビダイヤル10:00~17:00

※事業者からは回収ができません。申込みは個人名、回収は個人宅からのみです。



●家電リサイクル受付センター

- （1）処分したい品物のメーカーを調べます。
- （2）電話で収集運搬の申込をしてください。

家電リサイクル受付センター

☎042-383-0531 (FAX042-387-0447) 平日8時30分~17時15分

※事業者からの申込みも可能ですが、産業廃棄物収集運搬業者に家電リサイクル法対象機器の収集運搬を委託する場合は、家電リサイクル券と産業廃棄物管理票（マニフェスト）および産業廃棄物処理委託契約が必要です。